

財政調整積立金規約

平成20年3月制定

(設置)

第1条 年度間の財源を調整し、将来にわたる区財政の健全な運営に資するため、財政調整積立金(以下「積立金」という)を設置する。

(積立て)

第2条 積立金として積み立てる額は、区一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という)で定める額とする。

(管理)

第3条 積立金に属する現金は、金融機関への預金、有価証券その他最も安全確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 積立金の運用から生ずる収益は、この積立金に繰入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、積立金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

第6条 区長は、次の各号に掲げる場合に限りこれを区一般会計に繰り出し処分することができる。

- 1 財源が著しく不足する場合。
- 2 災害により生じた経費、減収をうめるための財源に充てる。
- 3 緊急を要する大規模土木、その他建設事業など必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる。
- 4 財産の取得等のために充てる。
- 5 償還期限を繰り上げて行う借入金の償還財源に充てる。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、積立金の管理に関し必要な事項は、口大野区が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は平成20年4月1日から実施する。